



電球類の口金・受金及び
それらのゲージ並びに互換性・安全性
第2部 受金
(追補3)

JIS C 7709-2 : 2010

(JELMA/JSA)

JIS C 7709-2:2007 は平成 22 年 2 月 22 日付で改正されました。
この追補は、改正内容が記載されていますが、JIS C 7709-2:1997,
JIS C 7709-2:2004 (追補 1) 及び JIS C 7709-2:2007 (追補 2) を
併読して用いて下さい。

平成 22 年 2 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この追補は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正したもので、これによって、**JIS C 7709-2:2007** は改正され、一部が置き換えられた。

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	前 田 育 男	IDEC 株式会社
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳 田 正 満	東京都市大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山 田 秀	筑波大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.3.20 改正：平成 22.2.22

官 報 公 示：平成 22.2.22

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS C 7709 シリーズ
“電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性”
〈追補3〉の発行について

JIS C 7709 シリーズは、次の4規格が1997年に制定されて以来、次の表に示すように追補による改正が行われてきました。

規格番号/ 規格名称	JIS C 7709-0 第0部 電球類の口 金・受金及びそれらのゲ ージ類の総括的事項	JIS C 7709-1 第1部 口金	JIS C 7709-2 第2部 受金	JIS C 7709-3 第3部 ゲージ
制定	1997年3月20日	1997年3月20日	1997年3月20日	1997年3月20日
追補1	2004年11月20日	2004年11月20日	2004年11月20日	2004年11月20日
追補2	2007年6月20日	2006年2月20日	2007年6月20日	2007年6月20日

今回、2010年2月22日付で JIS C 7709-0～3 の4件の〈追補3〉が発行されます。

これらの規格は、該当する IEC 規格の様式に基づき、追補による差替え方式を採用しておりますので、元の規格と併せて維持・管理に便利なファイル（例えば、JIS 用ドッチファイル）に収納してください。

収納に当たっては、仮止めしてありますペーパーファスナから外して、現行の規格の該当部分を各シート番号ごとに差し替えてください。また、これらの規格は今後も追補による改正を行う場合がありますので、この追補及び元の規格も保存し活用してください。

〔参考〕

追補とは、規格の中の一部の規定要素を、追加、削除及び変更するために規格の全体を改正する場合と同じ手順を経て発行されるもので、改正内容だけを規定した規格票のことです。例えば、追補3による改正が行われた場合、その規格は、元の規格、追補1、追補2及び追補3の四つを併せて一つの規格となります。

規格の情報は、

- (1) 当協会のホームページ <http://www.jsa.or.jp/>
- (2) 当協会発行の月刊誌「標準化ジャーナル」
- (3) 原則として毎月21日（21日が土曜日、日曜日又は休日の場合には、その翌日）の「日経産業新聞」及び「日刊工業新聞」の JIS 発行広告欄などで、知ることができます。

JIS 予約制にご加入の方には、その都度改正された規格を自動的に送付します。